

平成 25 年度第 1 回愛媛県ドメスティック・バイオレンス防止対策推進会議

委員発言概要

(1)DV防止対策について

①平成 24 年度DV防止対策関係事業実施状況について

(稲見委員)

平成 24 年度の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数は、東予地方局と南予地方局で「0」となっている。地方局ではどのような人材を配置しているのか。また、どのような広報活動をしているのか。

(子育て支援課)

東予地方局及び南予地方局に配置している相談員は、婦人相談全般に対応可能な職員を配置しており、就業支援からDV相談まで、広範囲の相談を受けている。相談を受けて、地方局だけでは対応困難な場合には、婦人相談所につなぎ、対応してもらっている。

(稲見委員)

DV相談担当者研修について、私も参加したことがあるが、若い方と話したところ、「私は臨時職員で、いきなり言われてもよくわかりません」という方だった。DVの相談員というのは責任が重く、しっかりと勉強しておかないと、二次被害、三次被害を引き起こす対応をしないと限らない。中身のある、資質も含めた配置をしていく体制が望ましいのではないかと。

(子育て支援課)

DV相談担当者研修の参加者について、市町によって異なり、正規職員が来て話を聞く自治体もあれば、臨時職員、非常勤職員という所もあった。一回目は臨時職員等も対象に含めた初任者向け研修を行い、次にスキルアップを目的とした研修を行うことを検討している。他にも市町を対象とした説明会があるので、募集案内時に、その点を考えていきたい。

(宮崎会長)

市町のDV相談担当職員については、DV防止対策連絡会で、「各市町それぞれでも資質を上げる努力をしてほしい」という要望があった事を知らせてもらいたい。

(稲見委員)

法務局では、年 1 回全国一斉女性の人権ホットラインを行っており、松山地方局だけで 145 件という数字が出ている。受付件数 145 件というのは全国でもトップの数であり、田舎の松山でこのような数字が出ているのは、マスコミのPRのおかげだと思う。地方局での相談を受け付けていることの周知など、県とマスコミの協働を提案したい。

(兼光委員)

市町のDV相談担当者と、地方局のDV相談担当者の顔合わせをして「このような相談があった場合は協力する」という連携をとる必要があるのではないか。

(宮崎会長)

県全体とは別に、東予、中予、南予ごとに連絡できるような機会を設けたらどうかという提案について、検討してほしい。

②平成 25 年度DV防止対策関係事業について

(委員からの意見なし)

③平成 25 年度第1回DV防止対策連絡会開催状況について

(加藤委員)

住民票の閲覧制限は、本人が制度をわからなければ利用できないと思うが、市町の窓口では、ポスターを張るなど周知をしているのか。

(宮崎会長)

被害者自身が転出・転入の届けを出しただけでは制限できない。婦人相談所等のサポートがないと、気がつかないのは確かだと思う。

(子育て支援課)

婦人相談所や市町役場が相談を受けた場合は、被害者支援のために住民票閲覧の禁止措置をとる。警察や家庭裁判所等の証明がある本人からの申し立てがあれば別だが、どこにも相談せずに自分自身で逃げようとした場合は住民票閲覧禁止措置という問題は出てこない。

今回、DV防止対策連絡会で議題に出た住民票閲覧禁止措置の問題は、規模の小さい自治体で、周りがある人のことをすべて知っており、警察の証明をとる手続きをしている最中に身内からの照会があり、教えてしまったというものだった。

(宮崎会長)

相談すべきところに相談してもらえれば適切な対応が施されると思うが、相談先が適切でないと、転出側もしくは転入側だけのブロック(住民票閲覧禁止措置)しかかけられないことや、役場の方が情報を漏らしてしまうということがある。

(加藤委員)

「住民票閲覧禁止措置の徹底が望まれる」という結論の「徹底」というのは、支援行政側の連携の徹底という結論になるのか。

(子育て支援課)

DV防止対策連絡会での議論の中心になったのは、警察の証明(DV被害者証明)をとっていない被害者が申立てに来た場合の対応に、自治体間の差異があるということだった。

とりあえず仮のブロックをかけてから、その間に警察の証明をとってきてもらうという自治体もあれば、課長の判断でブロックをかける自治体や、警察の証明を持ってこないブロックはかけられないという自治体があり、そこは融通をきかせたらいいのではないかという議論をした。

(加藤委員)

県としては、融通をきかせなさいという指導になるのか。

(子育て支援課)

多くの自治体は、融通をきかせた対応を行っており、警察の個人的な意見でも、ある程度融通のきく対応をしてもいいのではないかというものだった。対応に関しては、市町に持ち帰り検討してもらうこととした。

(稲見委員)

子どもが義務教育中であれば、どこかの学校には行くことになり、学校の先生が生徒の存在を尋ねられた場合に教えてしまうことも考えられる。関連機関で徹底してほしい。

(宮崎委員)

加害者から逃げても情報が漏れる場面は色々なところにあることなど、被害者本人が様々なことに気をつけられるように、相談を受けた側が気にかける必要があることについて連絡会で検討してほしい。

(兼光委員)

先ほどから加害者にわからないように逃げるといわれるが、この間の事件など被害者は7年も逃げ回っており非常に理不尽な状況。加害者をどうにかするという手段を設けないと救われないのではないか。

(宮崎会長)

加害者対策はずっと国の計画でも検討課題となっている。何かの機会があるごとに対応してほしい。

(佐伯委員)

被害者が子どもを連れて逃げている中で、加害者は探偵を雇ってまで探すという状況もある。加害者への対策をしなければならぬと感じる。

(2)意見交換

①デートDV関係データについて(中村副会長)

(兼光委員)

DVに関する教育は、同和教育と同様に、正しい知識を早くから理解することが必要だと思う。

②医療関係者向けDV防止啓発資料について

(兼光委員)

配布先はどのようにする予定か。

(男女参画・県民協働課)

県内の病院と婦人科系の診療所、歯科医院等に送付する予定。歯科医院は歯科医師会を通じて、その他の病院は医師会の協力を得て、県から送付する予定。

③その他

(兼光委員)

研修会・出前講座への講師派遣事業のお知らせはどこまでやっているか。

(男女参画・県民協働課)

市町DV防止対策担当課と、庁内関係各課、医療関係者、消防関係者、地域包括支援センター等の地域関係者、DV被害者サポートセンター等の女性団体へお知らせしている。

(兼光委員)

申込み団体としてはどれくらいの規模を想定しているか。

(男女参画・県民協働課)

10人以上の団体からの開催を想定しており、すでに100人以上の団体を対象とした開催を予定している。

(稲見委員)

DV防止啓発の講座について、開催場所が県と重複しないように実施するよう連携していきたい。